

平成26年5月26日

須賀川市議会議長 市村喜雄様

議会制度改革特別委員会
委員長 佐藤 暲 二

調査報告書

当議会制度改革特別委員会において、議会制度改革に関する調査を行った項目及び結果について下記のとおり報告申し上げます。

記

1 調査内容

当議会制度改革特別委員会では、次の調査項目について、平成25年10月15日、平成26年1月20日、2月19日、4月9日、5月12日の5回にわたり議論を重ね、当委員会における協議結果について取りまとめた。

2 調査項目

正副議長の立候補制、請願及び陳情の取扱い並びに会派代表質問制の導入について

3 調査結果

(1) 正副議長の立候補制について

議会における選挙は、地方自治法第118条において公職選挙法第46条第1項及び第4項、第47条、第48条、第68条第1項を準用しているが、同法第86条の4に規定する立候補制度については準用していないため、本市議会においても正副議長の立候補制は採用していない。

この現状を踏まえ、正副議長の立候補制の導入について当委員会として調査・検討を行った結果、議会の透明性を確保し市民に開かれた議会とする、正副議長候補者の所信表明演説を聞き正副議長としての適任者を選ぶ等の観点から正副議長の立候補制を導入することが望ましいと判断したことから、今後、議会運営委員会等の場において議論を進めるべきである。

なお、地方議会における正副議長の立候補制度は、法に位置付けられていない事実上の行為となることから、立候補制度の導入に際しては、所信表明演説の方法（日程、場所、演説時間等）、傍聴の有無、立候補に際しての推薦人の有無等について協議をする必要がある。

(2) 請願及び陳情の取扱いについて

本市議会における陳情の取扱いについては、本会議規則第74条において「議長は、陳情書を受理し、その内容が陳情に適合すると認めるときは、これを審査のため所管の委員会に送付する。」とされている一方、先例集においては「陳情は、原文の写しを参考資料として各議員

に配布する（平成11年12月8日全員協議会決定）。」とされており、取扱い方法が異なる取り決めがされている。

この現状を踏まえ、請願及び陳情の取扱いについて当委員会として調査・検討を行った結果、紹介議員を要する請願と紹介議員を要さない陳情では取扱いを区別するべきであるとの意見が出された。

このことから、請願については、従来どおり所管の委員会に付託することとし、陳情については、本会議規則を改正の上、先例集に基づく現在の取扱いに合わせ、原文の写しを議員に配布することとするべきである。

(3) 会派代表質問制の導入について

会派代表質問制については、3月定例会での導入の意見はあったが、無党派議員の発言機会の減少が懸念される、引き続き議員個々の取組による一般質問を行うことが望ましい等委員の多くが現時点での導入はまだ早いとの意見により提言対象としない。